

支援メニューが大幅に拡充された「地域医療介護総合確保基金」の 内容・ポイントを確認しておきましょう

厚生労働省内の各部局の方針が明らかに

2020年1月17日に開催された「全国厚生労働関係部局長会議」。そこでは各部局における来年度の予算案があらためて示されており、そこから読み取れる“注力領域”は今後、介護事業者の経営にも様々な影響を及ぼしてくるものと思われまます。今回のニュースレターでは中でも大幅に支援メニューが拡大された“地域医療介護総合確保基金(※)”に注目し、特に介護事業者に直接的にメリットが生まれそうな支援内容を中心に抜粋してご紹介させていただきます。

(※) 地域医療介護総合確保基金・・・消費税率の引き上げによる増収分を使って創設された財政支援制度。介護サービス提供体制の強化を図る目的で47都道府県に設置されており、あらかじめ国が選定している政策メニューの中から都道府県や市町村などが地域の実情に応じて使途を決定する。

「令和2年度厚生労働省老健局予算(案)」注目すべき支援メニューの内容・ポイントとは

では、早速、確認してまいりましょう。支援メニューは「介護施設等の整備分」で8種類・「介護人材分」で15種類の計23種類がありますが、そこから「介護施設等の整備分」で7点、「介護人材分」で4点、合計11点を抜粋して確認してまいります。まずは1点目の事業、「介護施設等の整備にあわせて行う広域型と施設の大規模修繕・耐震化整備」についてです（ご確認いただければ或る程度ご理解いただける内容であることから、以降は資料からの抜粋部分を一気に羅列する形式で記載してまいります）。

介護施設等の整備にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（新規）

介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した特養等の広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、**介護施設等の整備（創設）を行う際にあわせて行う、定員30名以上の広域型施設の大規模修繕・耐震化について補助する。**

（整備（創設）を行う介護施設等）

- 特別養護老人ホーム
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
 - 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
 - 認知症高齢者グループホーム
 - 小規模多機能型居宅介護
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 看護小規模多機能型居宅介護
 - 特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム
- ※ いずれも定員規模及び助成を受けているかは問わない。

（大規模修繕・耐震化を行う広域型施設）

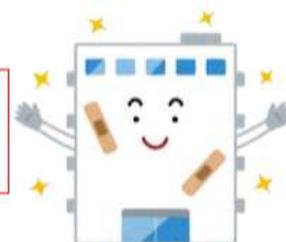
- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ケアハウス



（最大補助単価）

1定員あたり

112.8万円



（補助要件）

- 介護施設等の整備（創設）と広域型施設の大規模修繕等に係る1年から4年程度を期間とする整備計画を定めること。
- 令和5年度までの実施。

続いて2番目の事業、「介護付きホームの整備促進」についてです。

介護付きホームの整備促進（拡充）

高齢者向け住まいが都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、「介護離職ゼロ」に向けて、介護サービス基盤として介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）も含めて、その整備促進していくことが適当であることから、**特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホームも補助対象に追加する。**

（拡充後の補助対象施設）

- 現行支援対象施設



- **特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム**

- ※ 施設整備費については、小規模（定員29名以下）の施設に限る。
- ※ 養護老人ホーム、ケアハウスは現行も支援対象。

（最大補助単価）

- 施設整備費
1 定員あたり 448万円
- 開設準備経費
1 定員あたり 83.9万円
- 定期借地権設定のための一時金支援
路線価額の1/4

（補助要件）

- 開設準備経費については、全国的に施設整備のネックとなっている人材確保の観点から、全国で実施。
- 施設整備費及び定期借地権設定のための一時金支援は、介護需要の増加が顕著である北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県に限定して実施。

25

続いて3番目の事業、「介護職員の宿舍施設整備」についてです。

介護職員の宿舍施設整備（新規）

外国人を含む介護人材を確保するため、**介護施設等の事業者が介護職員用の宿舍を整備する費用の一部を補助することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。**

（補助対象施設）

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム

（補助率）

1 宿舍あたり

1/3



（補助要件）

- 介護職員1人あたり33㎡を基準とする。
- 整備した宿舍の家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉なものとする。
- 令和5年度までの実施。

26

続いて4番目、「施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援」についてです。

施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援（拡充）

介護現場の生産性向上を推進するため、**介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入を補助対象に追加する。**

（現行の開設準備経費の補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）

（開設時等の開設準備経費の最大補助単価）

特養、老健、認知症GH、介護付きホームの例：1定員あたり 83.9万円

（補助要件）

- 「大規模修繕時」の補助単価は、「施設開設時」等と異なり、ロボット・センサー、ICT以外の設備整備や、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費や開設のための普及啓発経費等がかからないことを踏まえ、1/2とする。
- これに併せて、補助対象経費は、タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策などに限る。
- 令和5年度までの実施。

（拡大後の開設準備経費の補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）
- **「大規模修繕時」**

（大規模修繕時の開設準備経費の最大補助単価）

特養、老健、認知症GH、介護付きホームの例：1定員あたり 42万円

<見守りセンサーの例>



<介護業務支援の例>



27

続いて5番目、「特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援」についてです。

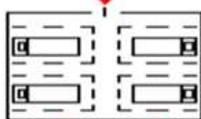
特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援（拡充）

居住環境の質を向上させるために行う**多床室のプライバシー保護のための改修について**、これまでの特別養護老人ホームに加えて、**併設されるショートステイ用居室を補助対象に追加する。**

（現行の補助対象施設）

- 特別養護老人ホーム

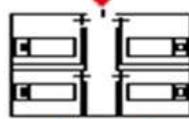
カーテン等で仕切られているタイプ。個人の領域は明示されるが、他者の視線や音などのコントロールはできない。



（拡大後の補助対象施設）

- 特別養護老人ホーム
及び併設されるショートステイ用居室

天井まで達しない壁で仕切られているタイプ。



（最大補助単価）

1定員あたり

73.4万円

（補助要件）

- 改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

28

続いて6番目、「介護施設等における看取り環境の整備推進」についてです。

介護施設等における看取り環境の整備推進（新規）

介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、**看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費について補助する。**

（補助対象施設）

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム

（最大補助単価）

1施設あたり

350万円



<改修前の例>



<改修後の例>



（補助要件）

- 整備した個室は、看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

30

続いて7番目、「共生型サービス事業所の整備推進」についてです。

共生型サービス事業所の整備推進（新規）

平成29年度の介護保険法等の改正により新たに位置付けられた共生型サービス事業所の整備を推進するため、**介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について補助する。**

（補助対象事業所）

- 通所介護事業所
- 短期入所生活介護事業所
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所

<改修の例>

麻痺がある方に対応するため、階段手すりの設置、段差解消の通路改修、浴室・トイレ・水道改修（障害特性により蛇口が扱いづらい方のため、蛇口の形を変える）



（最大補助単価）

1事業所あたり

102.9万円

<設備購入の例>

頭部保護のためのヘッドギアや地べたで過ごすことが多い方に対応するための畳、エアマット等の購入。



（補助要件）

- 共生型サービスの指定を受けること。

以上が「介護施設等の整備分」支援メニューからの抜粋でした。ここからは「介護人材分」の支援メニューの注目内容・ポイントを見てまいります。「介護施設等整備分」から続けて数えて8番目、「介護ロボットの導入支援等環境整備」についてです。

※拡充分は令和5年度までの実施

- 介護ロボットの普及に向けては、**各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金**を活用し、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施。
- 令和2年度から、以下の拡充を行う。
 - ①見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助の新設（1事業所あたり上限150万円。補助率1/2）
 - ②1事業所に対する補助限度台数を利用定員の1割から2割までに拡充

対象となる介護ロボット

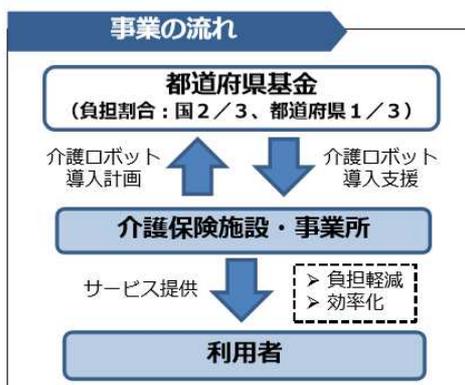
➢ 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用する介護ロボットが対象

【介護ロボットの例】

- 装着型パワーアシスト（移乗支援）
- 歩行アシストカート（移動支援）
- 見守りセンサー（見守り）

補助額

- 1機器につき対象経費の1/2以内（上限30万円）
補助限度台数：利用定員の2割
- **見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi工事、インカム）**
1事業所につき対象経費の1/2以内（上限150万円）



実績（参考）

- 実施都道府県数：36都道府県（平成30年度）
- 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数 ※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る
 - ・平成27年度：58件
 - ・平成28年度：364件
 - ・平成29年度：505件
 - ・平成30年度：1,037件（注）平成30年度の数値は平成31年1月時点の暫定値

続いては9番目、ICT導入支援についてです。

※拡充分は令和5年度までの実施

【目的】
介護事業所における業務の効率化を通じて訪問介護員（ホームヘルパー）等の負担軽減を図り、利用者に向き合う時間を確保することにより、利用者に対して質の高いサービスを効率的に提供する。

【事業内容】
介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが原則一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用（購入又はリース）の一部を助成する。

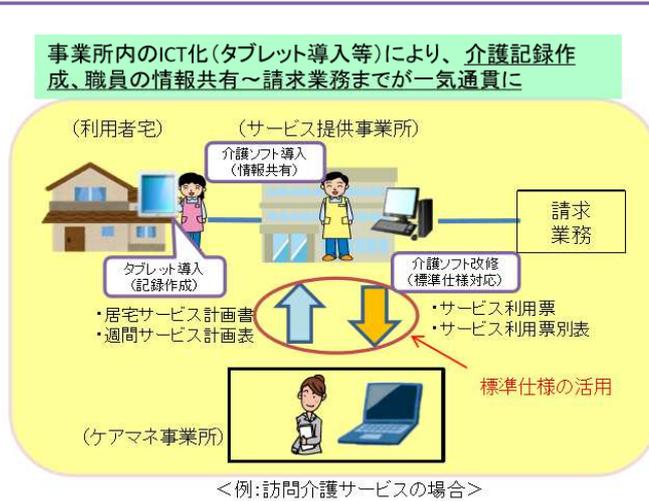
- ✓ 対象事業所：介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）
- ✓ 補助対象経費
 - ソフト：ソフトウェア（開発の際の開発機盤のみは対象外）、クラウドサービス、改修経費（標準仕様対応、CHASE対応）、保守・サポート費、導入設定、セキュリティ対策
 - ハード：タブレット端末、スマートフォン、インカム
 - その他：導入研修、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費 等
- ✓ 要件等
 - ・記録業務、情報共有業務、請求業務までが一気通貫となること
 - ・ケアマネ事業所との情報連携に際して標準仕様を活用すること
 - ・CHASEによる情報収集に対応すること
 - ・事業所はICT導入に関する他事業者からの照会等に応じること
 - ・導入効果を報告すること
 - ・県として導入事業所を公表すること 等

【要求要旨】
内容を拡充することにより、介護事業所におけるICT導入をより強力に支援する

【拡充内容】

- 補助率
 - 令和元年度 1/2（国2/6、都道府県1/6、事業者3/6）
 - ⇒ 令和2年度 県が設定 ※事業主負担は入れることを条件とする
- 補助上限額
 - 令和元年度 30万円（事業費は60万円）
 - ⇒ 令和2年度 事業所規模に応じて補助上限額を設定

| | |
|-----------|-------|
| 職員1人～10人 | 50万円 |
| 職員11人～20人 | 80万円 |
| 職員21人～30人 | 100万円 |
| 職員31人～ | 130万円 |



続いては10番目、「第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援（コンサル経費の補助）」についてです。

※拡充は令和5年度までの実施

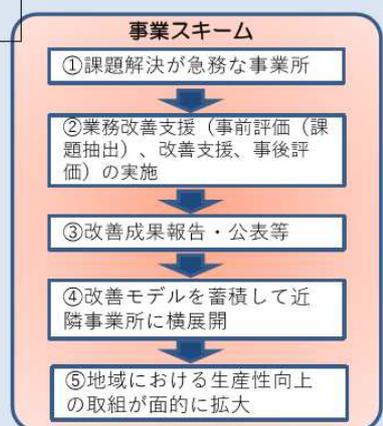
(1) 第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援（コンサル経費の補助）

【内容】
 生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組（タイムスタディ調査による業務の課題分析等）を支援するための費用の一部を助成

【対象事業所】
 生産性向上ガイドライン（平成30年度作成）に基づき、事業所自らの業務改善に向けた取組を、本事業により後押しすることで、地域全体における取組の拡大にも資すると都道府県又は市町村が認める介護事業所
 ※ 例えば、人材不足に関連した課題を解決することが急務である事業所、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所など

【手続き等】
 介護事業所は業務改善計画や市町村の意見書（市町村指定の場合）を添付の上申請する。事業実施後、都道府県へ改善成果の報告を行う等
 ※ 都道府県は各種研修会や事業者団体等を通じて集約した改善成果（業務改善モデル）を横展開

【補助額】（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限30万円）



拡充

(2) 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」で必要と認められた経費の一部を助成

- 平成30年度の「介護現場革新会議」の基本方針を踏まえ、都道府県等が地域の関係団体と「介護現場革新会議」を開催し、当該会議において地域の課題等に関する議論を行い、その解決に向けた対応方針を策定。その方針に基づいた取組に要する費用として、都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において必要と認められる経費に対して助成する。
 - ①介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
 - ②介護事業所の取組に必要な経費
 (例: 第三者がその取組(タイムスタディ調査による業務の課題分析等)を支援するための費用、介護ロボットやICT機器等のハードウェア・ソフトウェアの導入費用(インカム機器、介護記録ソフトウェア、通信環境整備等に係る費用を含む。))
 - ③都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費
- 【補助額】**②について(1事業所あたり)対象経費の1/2以内(上限500万円)、①③については必要な経費

最後に11番目、「外国人介護人材受入れ施設等環境整備」についてです。

【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



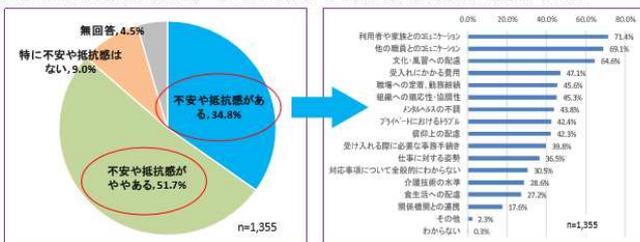
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



自社が取得したいと思える支援メニューについては都道府県・市区町村へ早め・早めの相談・要望を

以上、全国厚生労働関係部局長会議の老健局分資料から、多くの介護事業者に関連し、メリットが生まれそうな支援メニュー内容を抜粋・紹介させていただきました。本基金は都道府県や市区町村が全支援メニューの中から自地域に適合しそうな内容をピックアップし、計画を策定した上で申請する形となりますので、もし、自法人として「この支援メニューを使いたい！」というものがある場合は、早め早めに都道府県や市区町村の窓口へ相談・要望を上げておいた方が宜しいかもしれません。また、今回のニュースレターでは紙面の都合上、ポイントをご紹介することしか出来ませんでした。他にも都道府県や市区町村から委託を受ける形で行われる事業に対する支援メニューなども豊富に揃っています（全支援メニューの全体像を確認されたい方は下記をご確認下さい）。その意味でも、関心があるものについては是非、ご自身で更に深く調べてみることをおすすめする次第です。我々としても今後、より有益な情報・より有効な打ち手が見え次第、皆様に積極的にお伝えしてまいります。

※上記内容の参照元データはこちら（上記内容は老健局、社会・援護局の資料から抜粋しています）

https://www.mhlw.go.jp/topics/2020/01/dl/8_roken-01.pdf

※全支援メニューの全体像はこちら

・介護施設等の整備分

| 令和2年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニューの充実案 | |
|--|--|
| 介護職職ゼロのための量的拡充 | 介護施設等の整備にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（新規） 介護職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した特養等の広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護施設等の整備（創設）を行う際にあわせて行う、定員30名以上の広域型施設の大規模修繕・耐震化について補助する。 ※令和5年度までの実施。 |
| | 介護付きホームの整備促進（拡充） 高齢者向け住まいが都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、「介護職ゼロ」に向けて、介護サービス基盤として介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）も含めて、その整備促進していくことが適当であることから、特定施設入居者生活介護の指定を受け介護付きホームも補助対象に追加する。 |
| | 介護職員の宿舎施設整備（新規） 外国人を含む介護人材を確保するため、介護施設等の事業者が介護職員用の宿舎を整備する費用の一部を補助することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。 ※令和5年度までの実施。 |
| 介護サービスの質の向上 | 施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援（拡充） 介護現場の生産性向上を推進するため、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入を補助対象に追加する。 ※令和5年度までの実施。 |
| | 特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援（拡充） 居住環境の質を向上させるために行う多床室のプライバシー保護のための改修について、これまでの特別養護老人ホームに加えて、併設されるショートステイ用居室を補助対象に追加する。 |
| | 介護予防拠点（通いの場等）における健康づくりと防災の意識啓発の取組支援（拡充） 市町村が地域住民の健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場を設置するため、介護予防拠点（通いの場等）における地域住民の健康づくりと防災の意識啓発のための取組を補助対象に追加する。 |
| | 介護施設等における看取り環境の整備推進（新規） 介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費について補助する。 |
| | 共生型サービス事業所の整備推進（新規） 平成29年度の介護保険法等の改正により新たに位置付けられた共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について補助する。 |

・介護人材分

地域医療介護総合確保基金（介護人材分） 令和2年度拡充分

令和2年度予算(案):
国費:82億円
公費:124億円

都道府県における総合的な方針のもと、介護現場により身近な市区町村が介護人材確保の基盤(プラットフォーム)を構築しながら、地域の課題に応じた効果的な施策が展開できるよう新規メニューの創設や内容を拡充。

| | | |
|--|--|--|
| 参入促進 | 労働環境等の改善 | 資質の向上 |
| ①介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業(新) ②介護人材確保のためのボランティアポイントの活用(新) ③地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業(事務お助け隊)(新) | 【雇用の防止等】 ④介護職員に対する悩み相談窓口設置事業(新) ⑤介護事業所におけるハラスメント対策推進事業(新) ⑥若手介護職員交流推進事業(新) ⑦介護事業所における両立支援等環境整備事業(新) 【業務負担軽減・生産性の向上】 ⑧介護ロボット導入支援事業の拡充 ⑨ICT導入支援事業の拡充 ⑩介護事業所に対する業務改善支援事業の拡充(パイロット事業の全国展開) ※⑧～⑩の拡充分は令和5年度までの実施 【外国人介護人材への対応】 ⑪外国人介護人材受け入れ施設等環境整備事業(新) | ⑫チームオレンジ・コーディネーター研修等事業(新) ⑬介護相談員育成に係る研修支援事業(新) 新 離島、中山間地域等支援 ⑭離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業 人口減少や高齢化が急速に進む離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援 |
| ⑮市区町村介護人材確保プラットフォーム構築事業 市区町村において、関係機関・団体との連携を図りつつ、総合的な介護人材確保を推進するための基盤を構築。(人材確保に向けた中核機関や協議会の設置等) | | |

※事業の実施形態は下記を選択可能
 ①市区町村等が上記の事業を実施する場合に都道府県が補助、②都道府県自身が上記事業を実施(委託可)
 ※基金事業の拡充に伴い都道府県の体制強化も併せて図る必要があるため、「介護人材確保対策連携強化事業(協議会設置等)」の機能を強化して対応。